

横浜市南区地区センター及び横浜市南寿荘指定管理者選定委員会運営要綱

制定 平成 24 年 4 月 1 日 南地振第 1422 号（区長決裁）
一部改正 平成 27 年 5 月 1 日 南地振第 642 号（区長決裁）

（趣旨）

第 1 条 この要綱は、横浜市地区センター条例（昭和 48 年 6 月横浜市条例第 46 号）第 13 条第 3 項の規定に基づき、横浜市南区地区センター及び横浜市南寿荘指定管理者選定委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定める。

（担当事務）

第 2 条 委員会は、地区センター及び横浜市南寿荘の指定候補者（指定管理者の候補者をいう。以下同じ。）の選定（以下「選定」という。）等に関し、次の事項について調査審議し、区長に意見を述べる。

- (1) 選定手続の細目
- (2) 選定基準
- (3) 公募要項等の内容
- (4) 選定及び次点候補者（指定候補者を指定管理者として指定できない事情がある場合において、当該指定できない候補者に代わって指定候補者となるべき者をいう。以下同じ。）の決定
- (5) 指定管理者の指定の取消し
- (6) その他区長が選定等について必要と認める事項

（委員）

第 3 条 委員は、次に掲げる者のうちから市長が任命する。

- (1) 有識者、学識経験者
 - (2) 施設利用者、地域住民等の代表者
 - (3) その他市長が必要と認める者
- 2 委員会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。
- 3 臨時委員は、市長が任命する。
- 4 委員（臨時委員を含む。以下この項及び次項並びに次条において同じ。）に、委員としてふさわしくない非行事由があったと市長が認める場合は、市長はその職を解くものとする。
- 5 委員の氏名及び役職等は公募要項等に掲載する。

（委員の責務）

第 4 条 委員は、第 2 条に定める職務を常に公正、公平に行わなければならない。

- 2 委員は、直接間接を問わず、応募団体及び応募することが見込まれる団体の関係者と、選定に関して接触してはならない。
- 3 前項の接触が判明したときは、委員会は委員が接触した団体を選考対象外とする。

- 4 委員は、委員会を通じて知り得た情報をその職を退いた後も洩らしてはならない。ただし、横浜市又は委員会が公表した情報については、この限りではない。
- 5 前項の規定は、委員会に出席した者（委員及び会議が公開されている場合における傍聴者を除く。）について準用する。

（委員の任期）

- 第5条 委員の任期は、2年とする。ただし、特別の事情があると認められる場合は、任期を別に定めることができる。
- 2 前項の規定にかかわらず、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
 - 3 委員は再任されることができる。
 - 4 臨時委員の任期は、当該特別の事項に関する調査審議が終了したときまでとする。

（委員長）

- 第6条 委員会に委員長を置き、委員の互選により定める。
- 2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
 - 3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理する。

（議事）

- 第7条 委員会の会議は委員長が招集する。ただし、委員の任期が満了した後第6条第1項の規定により委員長を定めるまでの間は、区長が招集する。
- 2 委員長は、委員会の会議の議長となる。
 - 3 委員会は、委員及び議事に関係のある臨時委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。
 - 4 委員会の会議の議事は、出席した委員（議長を除く。）及び議事に関係のある臨時委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
 - 5 委員長は、委員会において必要があると認めるときは、関係者の出席を求めてその意見若しくは説明を聴き、又は関係者から資料の提出を求めることができる。

（作業部会）

- 第8条 委員会は、必要があると認める場合には、作業部会を置くことができる。

（会議の公開）

- 第9条 委員会の会議は、横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成12年2月横浜市条例第1号）第31条の規定に基づき、公開するものとする。ただし、同条ただし書に該当する場合は、委員会の決定により非公開とすることができる。

（報告）

- 第10条 委員会は、選定（次点候補者の決定を含む。）等を行ったときは、速やかに当該結果を区長に報告する。

(庶務)

第 11 条 委員会の庶務は、南区地域振興課において行う。

(委任)

第 12 条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

(要綱の廃止)

2 横浜市南区地区センター指定管理者選定委員会要綱（平成 16 年 6 月 23 日制定）は廃止する。

(経過措置)

3 この要綱の施行後最初に開催する委員会は、第 7 条第 1 項本文の規定にかかわらず、市長（区長）が招集する。

(施行期日)

4 この要綱は、平成 27 年 5 月 1 日から施行する。

横浜市南区地区センター及び横浜市南寿荘の
指定管理者の候補者の選定等に関する要綱

制定 平成 24 年 4 月 1 日 南地振第 1422 号（区長決裁）
一部改正 平成 27 年 5 月 1 日 南地振第 642 号（区長決裁）

（趣旨）

- 第 1 条 この要綱は、横浜市地区センター条例（昭和 48 年 6 月条例第 46 号。以下「地区センター条例」という。）第 1 条に規定する地区センター及び横浜市老人福祉施設条例（昭和 38 年 12 月条例第 43 号。以下「老人福祉施設条例」という。）第 1 条に規定する老人福祉センター横浜市南寿荘の指定候補者（指定管理者の候補者をいう。以下同じ。）の選定（以下「選定」という。）を適正に実施するための手続等を定める。
- 2 選定は、公平性及び透明性を確保して実施しなければならない。
 - 3 横浜市南地区センター及び横浜市南寿荘は、合築施設であり、両施設それぞれの設置趣旨や施設機能を活かし、また合築施設としての特性を踏まえた上で、効果的かつ効率的に施設を運営するものを指定候補者として選定する。

（公募による選定）

- 第 2 条 地区センター条例第 5 条第 3 項及び老人福祉施設条例第 4 条第 3 項の規定に基づく公募は、応募の期間を定め実施する。
- 2 前項の公募を行った結果、応募の期間内に資格を満たす応募者がなかった場合には、公募要項の再検討等を実施した上で再公募を行うものとする。
 - 3 前項の再公募によっても資格を満たす応募者がなかった場合には、区長は非公募により選定を行うことができる。
 - 4 区長は、地区センター条例第 13 条第 1 項に規定する指定管理者選定委員会（以下「委員会」という。）の意見を尊重して選定を行わなければならない。
 - 5 2 団体以上の応募があった場合には、区長は、委員会の意見を尊重して次点候補者（指定候補者を指定管理者として指定できない事情がある場合において、当該指定できない候補者に代わって指定候補者となるべき者をいう。以下同じ。）の決定を行わなければならない。

（選定基準）

- 第 3 条 選定は、別に定める選定基準に基づき実施する。
- 2 選定基準は、地区センター条例及び老人福祉施設条例に定められた施設の設置目的を最も効果的に達成することができるよう定める。
 - 3 区長は、前項の選定基準については、委員会の意見を尊重して定めなければならない。

（申請書等）

- 第 4 条 指定管理者の指定を受けようとする者は、あらかじめ区長が定める期日までに、横浜市地区センター条例施行規則（平成 15 年 10 月横浜市規則第 93 号）、横浜

市老人福祉施設条例施行規則（昭和 40 年 8 月横浜市規則第 76 号）及び別に定める提出書類を、区長に提出しなければならない。

- 2 区長は、必要に応じて、前項の規定により提出を受けた書類の一部又は全部を委員会に提供する。

（非公募による選定）

第 5 条 地区センター条例第 5 条第 3 項ただし書きの規定により公募を行わず選定する場合には、区長が定める団体（以下「申請団体」という。）から提出された書類の内容等を審査することにより実施する。

- 2 第 2 条第 4 項、第 3 条、及び第 4 条の規定は、前項の選定の場合に準用する。

（選定の公表及び報告）

第 6 条 区長は、選定（次点候補者の決定を含む。）をしたときは、速やかに当該結果を応募団体に通知するとともに、その結果を公表する。

- 2 区長は、前項の選定に係る指定管理者の指定について議会の議決を受けるために、市民局長（横浜市南寿荘については健康福祉局長）へ選定結果を報告する。

（指定管理者の指定に係る手続）

第 7 条 区長は、指定管理者の指定に係る議案が議会において議決されたときは、速やかに指定候補者に対して指定の通知を行うとともに、地区センター条例第 6 条及び老人福祉施設条例第 5 条の規定に基づき、公告を行うものとする。

- 2 指定管理者に指定された者と区長は、指定管理業務に関する協定を締結する。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

（要綱の廃止）

- 2 横浜市南区地区センターの指定管理者の指定に関する要綱（平成 16 年 6 月 23 日）は廃止する。

（施行期日）

- 3 この要綱は、平成 27 年 5 月 1 日から施行する。

（要綱の廃止）

- 4 横浜市南センターの指定管理者の指定に関する要綱（平成 22 年 6 月 7 日）は廃止する。

